

品名	70%次亜塩素酸カルシウム（顆粒、錠剤）	国連番号	2880
----	----------------------	------	------

災 害 拡 大 防 止 措 置

特記事項	処 理 剤	チオ硫酸ソーダ・亜硫酸ソーダ
------	-------	----------------

- ・加熱、裸火により急激な分解又は爆発することがある。
- ・有機物、還元性物質、酸等と接触させると分解し、酸素又は塩素ガスを発生し可燃物が発火する恐れがある。

漏洩・飛散したとき

- ① 漏洩周辺を立ち入り禁止とし、直ちに回収し、人家、還元剤、有機物の無い涼しい場所に移動する。（保護手袋、保護メガネ等）
- ② 風雨等で河川、海域等へ流出しないように注意する。

周辺火災のとき

- ① 刺激性ガス発生又はドラム破裂の危険性があるので、付近の住民を安全な場所に避難させる。
- ② 刺激性ガスが発生するので、必ず保護具を着用する。防毒マスクは、ハロゲンガス用を使用する。
- ③ 消火する場合は、大量の水にて行う。周辺火災の場合は周囲設備等に散水冷却する。

引火・発火したとき

- ① 刺激性ガス発生又はドラム破裂の危険性があるので、付近の住民を安全な場所に避難させる。
- ② 刺激性ガスが発生するので、必ず保護具を着用する。防毒マスクは、ハロゲンガス用を使用する。
- ③ 消火する場合は、大量の水にて行う。周辺火災の場合は周囲設備等に散水冷却する。

救急措置

- ① 眼に入った場合は、直ちに多量の水道水で15分以上洗い流し（まぶたの隅々まで）、速やかに眼科医の手当を受ける。
- ② 皮膚に付着した場合は、十分に水等で洗い流す。処置後刺激が続くようであれば医師の手当を受ける。
- ③ 微粒子やミストを吸入した場合は、直ちに患者を毛布等で包んで安静にさせ、新鮮な空気のある場所に移し、できれば酸素吸入を行う。速やかに医師の手当を受ける。
- ④ 飲み込んだ場合は、無理に吐かせてはならない。直ちに医師の手当を受ける。

品名	70%次亜塩素酸カルシウム（顆粒、錠剤）	国連番号	2880
----	----------------------	------	------

該当法規・危険有害性

消 防 法						毒物及び劇物取締法			高圧ガス保安法		火薬類取締法			道路法	
類 別						品 名 (法別表)	毒 物	劇 物	特 定 毒 物	一 般 高 圧 ガ ス	液 化 石 油 ガ ス	火 薬	爆 発 薬	火 工 品	施行令第19条の12、13に該当
第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類										
*	●														●

特 性	危 険 性			有 害 性				環 境 汚 染 性		性 状			
	禁水性	爆発性	可燃性	有 害 ガ ス 発 生			目・皮膚に接触すると危険	河川への流入注意	固 体	液 体	気 体	水 溶 性	
				常 温	加熱時 火災時	水 に 接 触							
				●		● (酸性状態)	●	●	●			●	

事故発生時の応急措置

- ① 車を、安全な場所に移動する。（人家や人ごみ、河川や下水溝の近くを避け、できるだけ交通の障害にならない場所に移動し、エンジンを停止し、車止めをする。）
- ② 事故の発生を大声で付近の人に知らせ、下記事項を消防署及び警察署、会社に通報し、人を風上に避難させる。（初期措置等にて自ら通報が出来ない場合には、付近を通行している人に頼む。）
- ③ 道路等にロープを張り、車両や人の進入を防止する。
- ④ 保護具を着用し、漏出物の回収を行う。（使用保護具：保護手袋、保護メガネ等）
- ⑤ 元の容器に回収してはならない。回収物は安全な土中に埋めるか、又は必ず10倍以上の水を入れたプラスチック容器又は鉄容器に入れ、安全な場所に保管する。

緊急通報

119（消防署）

110（警察署）

高速道路の非常電話

〔緊急通報例〕

1. いつ ○○時○○分頃
2. どこで ○○市○○地区（国・県・市）道○○線○○付近で
3. なにか 「次亜塩素酸カルシウム（さらし粉）」が
4. どうした 飛散しています、飛散して火災になっています
5. ケガ人は ケガ人がいます（救急車をお願いします） ケガ人はいません
6. 私の名前は ○○運送会社 ○○です

緊急連絡（特に休日・夜間に確実に連絡が取れる部署の電話番号を記入する）

荷主会社		運送会社	
住 所		住 所	
電 話	平日：昼間 休日：夜間	電 話	平日：昼間 休日：夜間

*顆粒の場合のみ